２０２０年２月４日

関係各位

関西電力株式会社

会社分割による弊社地役権設定土地（線下土地等）登記の取扱いに伴うお願い

平素は弊社事業運営に格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、弊社におきましては、本年４月に電力システム改革に伴う会社分割を予定しており、送配電事業の領域につきましては、新たな会社（関西電力送配電株式会社）へ資産を承継いたします。資産承継（商業登記・物件の移転登記）については、４月１日新会社設立後、可能な限り速やかに実施するものですが、登記申請から登記完了までの間につきましては、弊社地役権の分合筆に伴う変更、抹消登記等に関して、新会社から発行する委任状や地役権の範囲に関する証明書、地役権図面の作成ができない状況となり、一時的に登記ができないこととなります。ご迷惑をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

１．　地役権設定土地に係る登記の停止期間
２０２０年４月１日～２０２０年６月３０日（予定）
※登記完了物件より、分合筆証明書の発行等を再開いたします。

２．　理由
電力システム改革に伴う会社分割により新会社へ承継される弊社地役権の要役地の所有権移転登記を実施する必要があり、その移転登記期間において当該要役地の承役地となる地役権の設定・変更（分合筆）・抹消登記に係る各種申請資料の発行が不可となるもの。

３．　本件に関する問合せ先
関西電力株式会社
送配電カンパニー　用地部　用地管財グループ（担当：堤）
TEL：０６－７５０１－０３０１
※なお、個別物件に係るお問合せにつきましては、各支社電力本部用地窓口まで、お問合せいただきますようよろしくお願いいたします。

以　上